

自主防災活動等助成事業のご案内

帯広市町内会連合会では、自主防災活動の促進を目的として、自主防災組織の立上げ、活動維持に係る費用及び、自主防災組織等が実施する研修会や訓練等に係る経費を助成します。



1 申請できる団体

- ・ 平時から防災訓練の実施や防災資器材の整備、防災講座の開催など、防災活動に取り組んでいる帯広市内の地区連合町内会、単位町内会

2 助成金額

1団体あたり15,000円以内（募集件数18件程度）

※申込が多数の場合、事務局において申請内容や過去の交付状況などにより決定します。

3 対象経費

自主防災組織の立上げ・活動維持に係る費用、自主防災組織等が実施する研修会や訓練等に係る費用

- 研修会に要する講師謝礼金、会場使用料、事務消耗品費など
- 防災訓練等に要する資材の購入費や賃借料、事務消耗品費など
- 自主防災組織等が備蓄する資機材や食料（1年以上の長期保存が可能なものに限る）の購入費
※個人への配布を目的とした防災グッズの購入費は対象外
- 炊き出し訓練（防災訓練として実施するものに限る）に要する食材の購入費、事務消耗品費など
※焼肉やジュース、菓子の購入費など、レクリエーションに係る経費は対象外

4 申請締切日

令和8年10月30日（金）（郵送の場合は当日消印有効）

5 その他

- （1）申請を希望する町内会は、「令和8年度自主防災活動等助成事業申請書」に必要事項を記入の上、自主防災組織の結成、又は防災活動の実態を確認できる書類（自主防災組織規約、組織図、名簿、予算書など）、事業の概要が確認できる書類（開催要領、案内チラシ、カタログなど）を添付し、下記まで提出願います。
※郵送での提出も可能ですが、事業の詳細を確認のためご連絡する場合があります。
- （2）助成決定の可否については、11月以降に申請者宛ての文書でお知らせいたします。
- （3）事業の終了後、決定通知時に送付する「令和8年度自主防災活動等助成事業実施結果報告書」に必要事項を記入の上、事業に要した費用が確認できる領収書等の写し、活動状況や購入物品の写真を添付し、下記まで提出願います。事務局で内容を確認した後に助成金を入金します。

【問合せ・申込み先】

帯広市町内会連合会事務局 担当:帯広市 総務部 危機対策室 危機対策課（庁舎5階）担当:川口
〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地 電話 65-4103 FAX 23-0151